

文部科学大臣 様

## 学校図書館の充実を求める署名

子どもたちがゆとりをもってじっくりと学び、豊かな心が育つ教育を実現することは、父母、国民、教職員の切実な願いです。学校において、このような教育活動を保障するうえで、学校図書館と学校司書の果たす役割は大きく、その充実が強く求められています。学校図書館は、学習に必要な図書を提供するとともに、さまざまな図書館活動を通して児童・生徒が読書への関心を高めるなど、人間的な成長を促しています。学校図書館を充実させるためには、十分な図書費を保障することとともに、「学校教育法」「学校図書館法」などを改正し、専任・専門・正規の学校司書制度を新たに確立することが必要です。

しかし、文部科学省「平成 26 年度学校図書館の現状に関する調査」によれば、学校司書の配置率は平成 24 年度調査と比較して、公立小学校（以下すべて公立学校についての数値）で 6.3 ポイント増の 54.4 %、中学校で 5.2 ポイント増の 52.8 %で採用形態の問題はありつつも改善していますが、高校は 4.5 ポイント減の 66.5 %と減少し続けています。また、常勤の司書の配置率は小中学校では依然として 1 割、高校では年々減少し 6 割を切っています。都道府県別の配置状況をみると、歴然とした格差があります。全配置の県でも、近年、非正規の配置が増加しているのは大きな問題です。また、図書標準達成率の全国平均は、小学校 60.2%、中学校 52.3%で、いずれも 2 年前の前回調査より 3～5 ポイント上昇しています。「学校図書館図書整備 5 ヶ年計画」（第一～三次）の効果が少しずつ現れていますが、まだ 6 割弱程度の達成に過ぎません。また、この図書整備計画（2012 年度から第四次）に高等学校・特別支援学校が含まれていないことは問題です。

こうした現状を改善する上で、2012 年度から小中学校の学校司書配置について、国が地方財政措置を講じたことは、学校司書の全校配置に道を開く重要な施策であり、今後、継続・充実が望まれます。加えて、2015 年 4 月施行の「改正」学校図書館法をさらに実効あるものとし、専任・専門・正規の学校司書の配置につなげていくことが最も重要な課題です。

また、2011 年 3 月の東日本大震災の被害を受け、校舎が損壊した学校では、被災した学校図書館の施設、蔵書の復旧は引き続き重要課題です。そのことは、学校図書館図書標準の達成状況（平成 26 年と 24 年調査の比較）から、全国平均と比較した被災 3 県の 100%達成の増加率の鈍化や 25%未満の学校の推移にもあらわれています。つきましては、以下の事項を早急に実現していただくよう求めます。

### 記

1. 学校図書館費の図書整備費を大幅に増額すること。また、新学校図書館整備 5 ヶ年計画に高等学校・特別支援学校の学校図書館を含めること。
2. すべての学校に専任・専門・正規の学校司書を配置できるよう、学校図書館法に「学校司書をおこななければならない職、学校図書館の専門的職務を掌る職」として位置づけること。
3. 学校司書を、学校教育法、教職員定数法など関係法規に位置づけること。
4. 2015 年 4 月から施行された「改正」学校図書館法の「附則（検討）2」および附帯決議を踏まえ、「学校司書としての資質の在り方、その養成の在り方、配置の促進や資質の向上」などについて、すみやかに検討をおこない、具体的な措置を講じること。
5. 学校司書の全校配置をすすめるため、学校司書の配置に関する地方財政措置を継続・充実させること。
6. 東日本大震災で被害を受けた学校図書館の施設、蔵書の復旧を継続して行うこと。

お 名 前(フルネーム)	住 所 (〇〇県△△市□□町 1-2-3 番地までお書きください)

※この署名は、個人情報保護法に基づき、目的以外には使用しません。

取扱い団体：全日本教職員組合・( ) 教職員組合